(付 個 人 住 民 税 の

区 分	平成27年	28	29	30
給 与 所 得 控 除	総与等の収入金額が、 180万円までの場合 360万円までの場合 660万円までの場合 1,000万円までの場合 1,500万円建の場合 1,500万円超の場合 最低保障額 40% 30%+180,000円 20%+540,000円 10%+1,200,000円 5%+1,700,000円 2,450,000円 (一定) 650,000円	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円 (一定) 最低保障額 650,000円	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 40% 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 20%+540,000円 1,000万円までの場合 10%+1,200,000円 2,200,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	同左
お 年 ま ま お き ま ま な と か ま き か ま か ま か れ か な か か か か か か か か か か か か か か か か	給与所得の金額の計算上,特定支出の額が給与所得控除額の2分の1 (給与収入1,500万円超の場合は125万円)を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	(注) 平成28年分以後, 適用 判定の基準を給与所得控	同左	同左
專 従 者 控 除 (青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の提供の程度等からみで労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 (配偶者の場合 860,000円) 最高限度 (事業所得等の金額) 青色申告特別控除 ① 事業所提不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これら所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 (② ①以外の青色申告者		同左	同 左
公的年金等控除	(65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が, 1,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が, 3,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円 5%+1,555,000円		同左	同左

及び税率の推移

控 除 及 び 税 率)

—————— 令和元年	2	3	4	5
同左	総与等の収入金額が、180万円までの場合 30%+80,000円 360万円までの場合 30%+80,000円 30%+80,000円 20%+440,000円 20%+440,000円 850万円までの場合 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 (所得金額調整控除) (1) 給与等の収入金額が850万円を超える居隆書者である扶養親族等を有する場合とは、給与等の収入金額が850万円を超える居隆書者である扶養親族等を有する場合とは、給与等の収入金額が850万円を担除した金額の10万円を控除した金額が69の給与等に係る場合には、給与所得の金額が60万円を担保のの給与等に係る雑所得の金額で30年をの給与所得の金額で10万円を控除した残額を、給与所得の金額で10万円を控除した残額を、給与所得の金額が610万円を控除した残額を、給与所得の金額が610万円を控除した残額を、給与所得の金額が610万円を控除した残額を、給与所得の金額が610万円を控除したまいて指置)		同左	同左
同 左	特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数(1月に4往復)を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。(30年度改正において措置)		同 左	れ得教とで与出のでは、 特定研究を表している。 を取りない。 特定のでは、 を取りない。 を取りない。 を取りない。 を取りない。 を取りない。 を取りない。 を取りない。 を取りない。 をいるので、 をいるので、 をないるので、 をいるので、 をいるので、 をいるので、 をいるので、 をいるので、 をいるので、 をいるので、 でいるので、 でいるので、 でいるので、 でいるで、 でいるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
同左	青色事業専従者給与同と左に		青色事業専従者給与同色事業専従者推除同色事業専従者推除同元左青色申先告特別控除同元生活を1年の適用要付である「電」の適用要付である「電」のでは、一ついては、一つでは一てのでは、一つでは一てのでは、一つでは一大変を対しては、一つでは一大変を対している。(令和3年度改正において措置)	
同左	①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場(65歳未満の者)公的年金等の収入金額が、1,300,000円までの場合 4,100,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円をでの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000,000円までの場合 10,000円の場合 10,000円の場合 10,000円の場合 10,000円の場合 10,000円円割下げ 32,000万円超の場合 上記①から20万円引下げ 30年度改正において措置)		同左	同左

X	分	平成27年	28		29	30
	基礎控除	380,000円	同左	同	左	同 左
所得	配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件) 合計所得金額が38万円以下 であること			左	居住者の合計所得金額が 900万円以下の場合 380,000円 (老人控除対象配偶者: 480,000円) 900万円超950万円以下の場合 260,000円 (老人控除対象配偶者: 320,000円) 950万円超1,000万円以下の場合 130,000円 (老人控除対象配偶者: 160,000円) (注)合計所得金額が1,000万円 を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者の合計所得金額が18万円以下であり,居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (29年度改正において措置)
控 除 (続)	配偶者特別控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の 者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の 所得金額に応じて以下のように 控除額を調整。 配偶者の所得 38万円 40~45 / 36 / 45~50 / 31 / 50~55 / 26 / 55~60 / 21 / 60~65 / 16 / 65~70 / 11 / 70~75 / 75~76 / 3 / 75~76 / 3 / 75~76 / 3 / 75~76 / 3 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~76 / 75~7			左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 控除額 38~85万円以下 38万円 85~90

	令和元年	2		3		4		5
同	左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下で ある居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下で ある居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者につ いては基礎控除の適用はできないこととす る。 (30年度改正において措置)	同	左	同	左	同	左
同	左	同 左 (注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住 者の合計所得金額が1,000万円以下であ ること。 (30年度改正において措置)	同	左	同	左	同	左
同	左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 38万円 95~100		左	同	左	同	左

区	分	平成27年	28	29	30
	配偶者特別控除(続)				③居住者の合計所得金額が950 万円超1,000万円以下の場合 38~85万円以下 13万円 85~90
所	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合)	同左 (注) 表表 (同左	同左
控 除 (続)	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、400,000円が同居の特別障害者である場合は、750,000円 寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、750,000円 (所得要件等)(1) 障害者 所得要件なし。 寡婦(募夫) 光光養親族では事を大きのの方性のでは、第二十年の人間の方に、第二十年の人間の一個では、100万円強力をいる。1200万円強力をいる。1200万円強力をいる。1200万円強力をいる。1200万円強力を対し、1200万円強力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力を対し、1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円対力が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200万円が1200	同 左 保付申係そるの高温 無族受定に受容を は	同左	控除額 同左 陰害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同一生計配偶者の所得要以下の表場合は、同一生計配偶者の所得要以下であること。(29年度改正において措置)同左

令和元年	2	3	4	5
	③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 48~ 95万円以下 13万円 95~100 * 12 * 11 * 100~105 * 11 * 11 * 110~115 * 7 * 115~120 * 6 * 120~125 * 4 * 125~130 * 130~133 * (30年度改正において措置)			
同 左	同左 (扶養親族の所得要件 (会計金額が48万件円以下であること。) (30年度改正において措置)	同左	同左	控除対象扶養親族(年齢16歳以上。ただし、 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である場合 には、次に掲げる者のいずれかに該当する店 の) ① 留学たより国内に住所及び居所を融資 でより電子により国内に住所及び居所を融資 でより電子にも一ている。 ② 障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払 (令和2年度改正において措置) うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満)同ただし、老人扶養親族(年齢70歳以上)にいる名 (全額を持定の所得要件 同左) (注)年齢30歳以上70歳未満の非居住者である 表表養控除の所得要件 同左) (注)年齢30歳以上70歳未満の非居住者である 表決養難族の所得要件 (注)年齢30歳以上70歳未満の非居住者である 表決養控除の声において指置) では、12年度の正において措置)
同 左	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同方 長養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同方 同方 信一生計配偶者の所得要件(合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置) ひとり親控除 350,000円	同左	同左	同左
同 左	(所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 ① 夫法と離婚した後再婚していない者で決定別した後再婚していない者であることと別。合計所得金額500万円以下であることの事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と可能の事情にあると認められる者がいないこと (4) 動労学生 世後等を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (4) 勤労学生 全額が75万円以下の、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)		同左	同左

区	分	平成27年	28	29	30
		(1) 雑損控除 住宅,家財等の家庭用財産の災 害等による損失額のうち,所得金額の10%を超える金額。ただし, 災害に直接関連して支出された費 用についての控除額は,所得金額の10%相当額又は5万円のいずれ か低い金額を超える金額。	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
所		(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5% 相当額と10万円とのいずれか低い 金額を超える部分の金額(最高 200万円)。 (注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診療の 補助として行う喀痰吸引等に係る 費用の自己負担分を追加。	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同左 (注) セルフメディケーション 税制 平成29年から令和3年ま での間に、健康の保持増進 及び疾病の予防への一定の 取組を行っている居住者が、 その年中に支払った自己を は、これた自己を を は、これた自己を を を のことは、これた自己を を を のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と のことによります。 と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	(2) 医療費控除 同 左
得	その	(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額 は、12万円。 ④ 平成24年1月1日以後に締結 した保険契約等(新契約)	(3) 生命保険料控除 同 左	その年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費のうち12,000円を超える部分の金額(88,000円を限	
	他の	(イ) 一般生命保険料 ~20,000円 支払保険料等 の場合 全額 20,001円~ 支払保険料等		度)について、その年分の 総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)	
控	所得	40,000円の ×1/2+10,000 円 場合 円 40,001円~ 支払保険料等 80,000円の ×1/4+20,000		(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左
	控	場合 円 80,000円超 40,000円 の場合 (一律)			
	除	(ロ) 介護医療保険料 同 上 (ハ) 個人年金保険料 同 上			
除		② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)(イ) 一般の生命保険料			
続		- 25,000円 支払保険料等 全額 25,001円~ 支払保険料等 50,000円の ×1/2+12,500 円 50,001円~ 支払保険料等 100,000円の場合 100,000円超の場合 50,000円超の場合 (一律) (ロ) 個人年金保険料 同 上			

	令和元年	2	3	4	5
(1)	雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
(2)	医療費控除 同 左	(2) 医療費控除同左	同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 ① 所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチのT C 医薬品から、療産の給対に 要する費用の適正化の効果を除外。 ② スイッチOTC医薬品と認められるものを除外。 ② スイッチOTC医薬品と認められるものを解し、スイッチOTC医薬品と調害に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に	(2) 医療費控除 同 左
(3)	生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除同 左	(3) 生命保険料控除同 左	(3) 生命保険料控除 同 左

X	分	平成27年	28	29	30
		(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支 払った地震保険料等(最高 50,000円) (注) 平成18年末までに締結し た一定の長期損害保険契約 については控除額が適用 (地震保険料控除と合わせて 最高50,000円)	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
		(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
所	Z	(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約に係 る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業 型年金加入者掛金及び個人 型年金加入者掛金 ② 心身障害者扶養共済制度 の掛金	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 確定拠出年金の個人型年 金加入者掛金について,対 象となる確定拠出年金の個 人型年金の加入者の範囲に, 企業年金加入者,公務員等 共済加入者及び第三号被保 険者を追加。 (27年度改正において措置)	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
得	0)	(7) 寄附金控除 ④ 国又は地方公共団体に対	(7) 寄附金控除 同 左	(7) 寄附金控除 同 左	(7) 寄附金控除 同 左
侍	他のデ	する寄附金 団 指定寄附金 ① 特定公益増進法人に対す る寄附金	(注) 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合の課税の特 例について,適用対象となる総	(注) 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合における控 除について、適用対象となる沖	(注) 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合の課税の特 例について,
控	所得	寄附金 ⊕ 政治活動に関する寄附金 (特定の政治献金)	同法の規定に基づく指定期限を 2年延長する。 また、適用対象となる特定新	縄振興特別措置法の指定会社に 係る同法の規定に基づく指定期 限を平成31年3月31日まで2年 延長する。	に規定する特定地域再生事業 を行う株式会社(平成30年3 月31日までに同法の確認を受
	控除	新規株式を払込みにより取	規株式の範囲に,地域再生法に 規定する特定地域再生事業を行 う株式会社で平成28年4月1日		けたものに限る。) により発 行される株式で当該確認を受 けた日から同日以後3年を経
除	(続)	(1,000万円を限度)	から平成30年3月31日までの間 に同法の規定による確認を受け たものにより発行される株式の		過する日までの間に発行されるものを,当該特定地域再生 事業を行う株式会社により発
(統)		金額の40%を限度)のうち,	たものによればい。 うち、当該確認を受けた日から 同日以後3年を経過する日まで の間に発行されるものを追加する。		行される株式で地域再生法等 行される株式で地域再生法等 の改正法の施行の目間に発行 されるものに見直すとととも に,所要の経過措置を講ずる。 ② 適用対象となる国家戦略特 別区域法に規定する特定事業 を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延 長する。 ③ 適用対象となる株式の範囲 から,総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。

令和元年	2	3	4	5
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
行した株式を取得した場合における控除について,	例について, ① 適用対象となる特定新規株式 の範囲に,次に掲げる株式を追 加する。	行合の課院では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左 (注) 特定新規中小会社社が発場、 行合の調査を関係した。 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一個のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一。 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一。 一のでは、 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	

区	分	平成27年	28	29	30
所得控除(続)	その他の所得控除(続)	② 総合特別区域法に規定する 指定会社で平成28年3月31日 までに同法の規定による指行 を受けたものにより発行さら3 年を経過する日までの間にの発 行されるもの ③ 沖縄振興特別措置法に規定 する指定会社で平成26年4月 1日から平限法の規定により発行される 表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			
税	配当控除	① 配当所得を合わせた日本 (計法) (注) 申告 分離 課 (注) 中告 分離 課 (注) 中告 分離 課 (注) 自告 分離 课 (注) 自告 分離 课 (注) 自告 分離 课 (注) 自生 分 解 (注) 自生 (注) 自生 (注) 自生 (注) 自生 (注) 自生 (注) 。 (注) 自生 (注) 。 (注) 。	同左	同左	同左
除	分配時調整外国税相当額控除				

令和元年	2	3	4	5
	権利を放棄した場合の寄附金控除 又は所得税額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等によ り生じた入場料金等払戻請求権の 全部又は一部の放棄を指定期間内 (令和2年2月1日から令和3年 12月31日まで)にした場合におい て、放棄払戻請求権相当額又は特 定放棄払戻請求権相当額(20万円 を限度)については、寄附金控除 又は所得税額の特別控除の適用が できることとする。			
同左	同左	同左	同左	同左
	(30年 座沿下! たいで創造)			
	(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益 の分配の支払を受ける場合におい て、その収益の分配に係る二重課 税調整が行われた外国所得税の分配に 係る外国所得税の額で収益の分配に 係る外国所得税の額がら控除された 金額のうち居住者等が支払を受け る収益の分配に対応する部分の金 額に相当する金額(分配時調整外 国税相当額)を、一定の限度内で 所得税額から控除する。			

X	分	平成27年	28	29	30
税	外国税額控除	取工 の	同左	同 左 (注) 控除限度額の計算の基と なる所得でその源泉が国外 にあるものを、新たに国外 所得金額として定義。 (26年度改正において措置)	同左
除(続)	住宅借入金等に係る税額控除	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居 住用家屋の取得等をして、6場合 のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出して 類を10年間(年間所得3,000万所 得税額から控除する。 なお、控除額のうちその年の 精税から控除しきれない金額を がある場合には、一定の金額を 個人住民税から控除することが できる(地方税法)。	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 1 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者が住宅の新築取得等を した場合についても適用可能 とする。 (注) 2 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい て措置)	ける住宅が災害により居住の 用に供することができなく なった場合,災害により居住 の用に供することができなく なった年以後の適用年(従前 家屋等を事業等の用に供した 等の日以後の各年を除く。)	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左

	2	3	4	5
同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、居住者に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国所得税の額を追加。(令和元年度改正において措置)	同左	同左 (注) 我が国で所得として記認識されるものとして課題で所得として認識されるものとして外外の額に外外の額にの対象の額に、他額所得に相とる者の一定の表面が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が	
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 住宅の対価ス消費 の類価ス消% 住宅の対価ス消% 住宅に含率が10% 住宅に含率が10% 住宅に含率が10% 住日の調算 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	た場合又は要耐震改修住宅を取得し て耐震改修をした場合において,新 型コロナウイルス感染症及びそのま	感染症等の影響に対応 するための国税関係法 律の臨時特例 住宅の新築取得等をし た場合において,当路から を令和3年1月1日まで 令和4年12月31日までの場 同に居住の用に供要件の可 間に居住ので変件の下間 合には、一定の控除財適 の3年間延長の特例を適	[制度の基本的内容] 個人が、一定の住宅の新 個人が、一定の住宅の新 県取得等をして6ヵ月以内 に居住の用に供した場合に おいて、住宅借入金等を有 する等の一定の要件を すときは、以下の住宅3年間 分に応じ10年間又は13年間 以下の年に限る。)にわた り次により算出した金額 所得税額から控除する。	

区	分	平成27年	28	29	30
		[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除 対象限度額を限度)×1%(10 年間)		[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左
税	住宅借				
	入				
額	金等				
控 除 (続)	に 係 る 税 額 控 除 (続)	[控除対象限度額] ① 一般の住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…2,000万円 ロ 上記以外の場合…2,000万円 ② 認定住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…5,000万円 ロ 上記以外の場合…3,000万円	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左

	2	3	4	5
 [控除額の計算] ① 平成26年4月から令和3年居住分のうち下記②に該当しない場合住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間) ② 令和元年10月から令和2年12月居住分(住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合に限る。) イ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(1~10年目) ロ 次のいずれか少ない金額(11年目から13年目) ④ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1% ① 建物購入価額(4,000万円(認定住宅の場合は5,000万円)を限度)の2%÷3 		新型コロナ税特法に定 める措置により令和3年 居住分(一定の要件を満	(注) 新型コロナ税特法に定 める措置により令和4年	[控除額の計算] 同 左
[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] ① 新築住宅・買取再販住宅 イ 令和4年・令和5年入居 ② から居った。 でののの方円 では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次の方円では、一次の方円では、一次の方円では、一次の方の方のでは、一次の方のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のの方円では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のの方円では、一次のでは、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のでは、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方円では、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次ののの方面が、一次のの方面が、一次のの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次のののの方面が、一次のののの方面が、一次のののの方面が、一次のののの方面が、一次のののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののの方面が、一次ののののののの方面が、一次のののの方面が、一次のののの方面が、一次のののの方面が、一次のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	[控除対象限度額] 同 左

区	分	平成27年	28	29	30
		(2) バリアフリー改修促進税制 [制度の基本的内容] 特定の個人が、その者の居住 の用に供する家屋について一定 のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供する した場合のそのバリアフリー 修工事に係る借入金残高と した場合の方の活りた額の合と して次により算出した額の合か 額を5年間にわたり所得税額から控除する。	同 左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい て措置)	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左
税	住宅	[控除額の計算] ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)			
	借	を限度)に相当する住宅借入 金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%			
額	入金	[制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家		(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 1 適用対象となる工事に特定 の省エネ改修工事と併せて行	(3) 省エネ改修促進税制 同 左
	等 に	用に供した場合のその省エネ改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額か	税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築	う一定の耐久性向上改修工事 を加える。 2 適用対象となる省エネ改修 工事に、居室の窓の断熱改修	
-beder	係	ら控除する。 [控除額の計算] ① 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控	等をした場合についても適用 できることとする。	工事と併せて行う天井, 壁若 しくは床の断熱改修工事で, 改修後の住宅全体の省エネ性 能が一定以上となること等の 要件を満たすものを加える。	
控	る	除した金額(250万円(当該 工事の費用の額に含まれる消 費税等の税率が8%又は10% 以外の場合は200万円)を限		ZII CIIVICY ON COMPCOS	
	税額	度)に相当する住宅借入金等 の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%			
除(続	控		(4) 三世代同居対応改修税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家 屋について一定の三世代同居対 応改修工事を行い、6ヶ月以内	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左
预	除		に居住の用に供した場合のその 三世代同居対応改修工事に係る 借入金残高の1,000万円以下の		
	(続)		部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 (注)適用期限を令和3年12月 31日まで2年6月延長。(消 費税率引上げ時期変更法において措置)		
			[控除額の計算] ① 一定の三世代同居対応改修 工事に係る工事費用から補助 金等を控除した金額 (250万 円を限度) に相当する住宅借 入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%		

令和元年	2	3	4	5
(2) バリアフリー改修促進税制 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。		
(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。		
(4) 三世代同居対応改修税 制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税 制 同左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。		

区 分	平成27年	28	29	30
政治献金税額控除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 「控除額の計算」 税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額-2千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限	同左	同左	同左
税 額 控 除 (続) 認定NPO法人等に寄附をした場合の税額控除	度とする 個人が支出した認定特定非営 利活動法人等並びにPST要件	(注) ① 対象となる公益法人等のPSTの絶対値要件について、公益法人等のB新知値要件について、公益法人等の書業年年の合きに大りの合きには、年平均の人以上である目的事態で除した数に100を乗じた数に100を乗じた数に100を乗じた数に100を乗じた数に100を乗じた数とともに、一次では一個では、10人がある。1とともに、一般では一個では、10人がある。1とともに、10人がある。1とともに、10人が表別のである。1ととなる。1ととなる。1ととなる。1ととなる。1となる。1と、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別である。10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別できない。10人が表別では、10人が表別できない。10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、10人が表別では、		同 左

令和元年	2	3	4	5
同左 (注)適用期限を令和6年 12月31日まで5年延長。	同左	同左	同左	同左
同左	に、PST要件や情報公開 要件を満たす国立大学法 人、大学共同利用機関法人、			同左

区	分	平成27年	28	29	30
	耐震改修税額控除	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(耐震改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。	(注) 適用期限を令和3年12月31日 まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法に	同左	同左
税		(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する 家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以 内に居住の用に供した場合の そのバリアフリー改修工事費 係る標準的な工事費用相当近 から補助金等の複字アリー 改修工事の費用の額に含ました 金額(200万円(バリアリー 改修工事の費用の額に含ました る消費税等の税率が8%又は 10%以外の場合は150万円) を限度)の10%相当額を所得 税額から控除する。	同左 (注) 適用期限を令和3年2月31日 まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法に	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左
額控	特定の改修工事をした場合の税額控	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する 家屋について一定の用省エネ改 修工事を行い、6月以内に省 住の用に供した場合のその名 工事費用相当額から額 (250万円 (当該工事の費用の額に含 まれる消費税等の税金が8% 又は10%以外の場合は200万円)を限度(※))の10%相 当額を所得税額から控除す る。 (※)併せて太陽光発電装置を 設置する場合は350万円。		(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左
除(続)	12除				
			(3) 三世代同居対応改修稅額控除 をの者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る標準的な工事費に係る標準的な工事費を整除した金額(250万円を限度)がの10%相当額を所得稅額から控除する。 (注)適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費稅率引上げ時期変更法において指置)	(3) 三世代同居対応改修税額控 除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同左

	2	3	4	5
同 左	同左	同左	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。(注)適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	同左
(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額 控除 その者の居住の用に供 する家屋についで工事を 行い、百月場合に居住のが明年に供した場合に居住のが明年に供した場合のでは事事で 用に供した場合でい係のでは、 リアフリー改修医目住のが保護では、 は、1000年間では、 のでは、1000年間では、 のでは、1000年間では、 のでは、1000年間では、 のでは、1000年間では、 のでは、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年間では、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、 では、1000年には、1000年には、 では、1000年には、1000年には、 では、1000年には、1000年には、 では、1000年には、1000年には、1000年には、 では、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000	控除
(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	
(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左

X	分	平成27年	28	29	30
税額整	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)			(4) 耐久性向上改修稅額控除 その者の所有する配子、 その者の所有する配子、 家屋について一定の修、工事(と供されらの改修 、不改修工事と供せて行うもののに居 、在の用に供した場合のでのでのである。 、一般では、 、本では、 、本では、 、本では、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
除					
続		認定長期優良住宅又は認定低	同左	同左	同左
	定住宅等の新築等た場合の税額控	炭素住宅の新築等をして、6月 以内に居住の用に供した場合に は、その認定長期優良住宅又は 認定低炭素住宅について講じら れた構造及び設備に係る標準的 な費用の額(650万円(認定住 宅の新築等の対価又は費用の額	(注) 1 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者期間中に住宅の取得等 をした場合についても適用で きる。		

令和元年	2	3	4	5
				(4) 耐久性向上改修税額控
(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同、左(注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。 (5) その作住宅の耐力のでは一定のでは、一定のでは、1日まで2年延長。 (5) では、1日まで2年延長。 (5) では、1日まで2年延長。 (5) では、1日まで2年延長。 (5) では、1日まで2年延長。 (5) では、1日まで2年延んのでは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日までは、1日	除 同 左 (5) その他 同 左
同左	同左	同左	万円かほの当時報報(当時報) 万円から当該合計類象限整別を計算象限性別では、 類を超度度がずれか場合にとしい。 額を超度度がずれか場合にとしい。 額を配度度のの税額額を主めい。 額を配度のの税額額をこれって、 でで長生とる。 認定長生宅の新発度。 低炭素、住宅の新発性のには、 では、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では	同左
			ら控除する(翌年繰越可)。 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。	

X	分	平成27年	28	29	30
その	特	(1) 退職所得 勤続年数1年につき,勤続年 数20年まで40万円,20年超70万 円を乗じた金額(最低限度額80 万円,障害者になったことによ り退職する場合はさらに100万 円加算)を収入金額の2分離 し、その控除後の無額の2分の 1相当なる。 ただし、退職手当等の支払者 の役員等として限る。 ただし、退職手当等の支払者 の役員等として限る。 が支払を受ける退職所得控除額を控除 手当等に係る退職所得控除額を控 生りが支払を受ける退職所得を控除 手当等に係る退職所得を控除 を選別の2分の1とする措置 を適用しない。	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左
他	別	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必 要経費を控除した残額から50 万円を控除し、5分5乗により 分離課税とする。	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
の控	控除	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除 し、その残額のうち、長期譲 渡所得に係る部分の金額の 2 分の1に相当する金額と 短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
除	· 等	② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。(21年度改正において創設)平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	② 同 左	② 同 左	② 同 左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得る ために支出した金額を控除した 金額から50万円を控除し、その 残額の2分の1に相当する金額 を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
税率	一般の税率	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 / 20% 695 / 23% 900 / 33% 1,800 / 40% 4,000 / 45%	同左	同左	同左

令和元年	2	3	4	5
(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得同 左 (注) その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者からで支払を受けるものがであって、特定役員退職手当等しないもの(以下「短期退職手当等しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。(令和3年度改正において措置)	
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得同左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左			
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得同左	(4) 一時所得同左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左	同 左	同左	同左	同 左 [令和7年分以後適用] (参考) その年分の基準所得金額から 3億3,000万円を控除した金額に22.5% の税率を乗じた金額がその年分の基準 所得税額を超える場合には、その超え る金額に相当する所得税を課する。 (令和5年度改正において措置)